

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 21 年 11 月 12 日（告示第 1570 号）一部改正

動生剤基準の豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の一般試験法の毒性限度確認試験法 1 の規定を準用して試験を行うものとする。ただし、試験品の注射量は 0.2mL とし、体重測定は 4 日目に行うものとする。